



第5回 (社)全腎協主催 通院介護支援事業 交流会

「さわやか」より
 四名参加

第五回通院介護支援事業交流会が、十一月五・六日、(社)全国腎臓病協議会主催で、大森東急イン(東京)で開催されました。参加は全国から六三名でした。

交流会は十四時に開会され、最初に、「福祉有償運送ガイドラインと自家用車両による送迎サービスの今後」という演題で、東京ハンディキャップ連絡会の阿部氏による講演がありました。阿部氏は次のように語りました。

患者団体が声をあげないと

道路運送法第八十条の条件を突破し、二種免許以外でも有償であれば認めさせたことに大きな意義がある。今までと変わらず営々と事業が続けられる。でも、色々な条件がつけられ、許可申請は二年ごとに受けなければならぬ。車と運転者の移動は運営協議会に届け出なければならぬ。運送許可をもらうと、色々な条件をクリアしなければならぬ。移動をどう保障するかという点では、公認される意味は大きい。NPO法人のみが料金徴収の権限がもらえる。個人はもらえない。取り残され

た団体は、すぐには取締りの対象とはしない。来年四月から、合法と非合法に別れる。無償であれば、何も問題はない。

タクシー業界は、ガイドライン反対、タクシーで十分、安全確保等ガイドラインでは不十分。運営協議会は、新しい条件を作る場ではない。ガイドラインを守るのが仕事。市町村は、中々運営協議会を作ろうとしない。患者団体が声をあげないと、行政は動かない。タクシー業界の圧力は非常に強い。等の発言がありました。

十五時半からの分科会には「さわやか」全員「有償移送の課題を考える」に参加しました。福腎協から参加された吉野さんが、第一分科会「無償(ポランティア)移送の課題を考える」に出席されました。

理論武装

第二分科会では、東京練馬区・すずらん会の伊藤絵利子氏から、有償運送の展開に必要な「運営協議会」設置の働きかけや、協議会の場で求められる理論武装について話されました。特に印象に残ったのは、「運営協議会のなかで、タクシー業界との論争でした。相当、理論武装をしてかからないと、タクシー

業界の意見は強力な上に、第三者委員、行政等はどうしても、タクシー業界の側に立ちやすい。そのような状況の中で、「福祉有償運送」を認めさせるのは、至難の業だと報告がありました。そのような困難な状況を打ち破り、「運営協議会」を設立させた、すずらん会の伊藤さんの活動に頭がさがりました。



二日目は、九時から「介護保険による移送サービス」という演題で、横浜市の(社)南区医師協会居宅介護支援センター、介護支援専門員の高砂裕子氏の講演がありました。

介護給付・予防給付

高砂氏は、来年四月から改正される、介護保険制度について、話をされました。制度改正後は、介護サービスの種類が、介護給付サービスと予防給付サービスの二つになり、いままでの介護給付サービスだけが、新しく、予防給付サービスが導入されます。

点がおかれ、予防には、余り重点がおかれていませんでした。四月からは、利用者の自立支援を中心にした、予防給付サービスに重点がおかれます。特に、要支援、要介護1の利用者は、介護給付と予防給付の二つに分かれます。

◎ 新予防給付の対象である要支援1・2の該当者の介護予防において重要点↓可能な限り支援を要する状態を脱する。介護状態の予防。自立生活の維持向上。本人が意欲を持って能動的にサービスを利用する。

◎ 介護保険による移送サービスの現状↓通院等乗降介助。身体介護。その他。

この後、高砂氏は、予防給付サービスと介護サービスの区別の仕方を、チェックリストを示し説明されました。高砂氏が強調されたのは、予防給付になるのか、介護給付になるのかの選別は、利用者自身及び皆さん方のような、患者団体が声を上げないと、事業者が声を上げて、自分の利益のためとしか思われない。(裏面につづく)



筆者の意見も同感です。透析患者は、要支援や要介護1の人でも、透析後は、要介護3や4の状態になる人がいます。このような人の介護が介護1だからという理由で、送迎や介護が認められなくなる可能性がありません。ある自治体では、すでに、介護度1の人は歩ける人だから送迎は一切認めないというところも現実にあります。このような不合理を是正するのが患者会の役割ではないでしょうか。

十時からは、「要介護透析患者の移送（通院保障）は誰が担うのか」という題でパネルディスカッションが行なわれました。ここで感動的な報告がされました。

行政に要望していく事が大事

宮城県腎協の桑名信子氏の意見発表でした。

桑名氏は、宮城県に「運営協議会」を作るのに大奮闘された経験を報告されました。

「運営協議会」を作ってもらったために色々な資料を作られていました。県内の透析施設の分布図。市町村毎の透析患者数。これで宮城県の全ての市町村に透析者がいることが判明し、県当局も大変驚いていたそうです。現在どれだけの人が移送サービ

スを利用しているかの調査では、僅か三十三人しか送迎していません。このことが判明致しました。このように、具体的資料を提示して、「運営協議会」の設立を要望していくことが大事だと発言され、満場の共感を呼びました。

以上のように、今回の交流会は、大きな収穫を残して、閉幕しました。会場からの質疑時間があったら、もっと良かったと思います。

**NPO移送サービス
申請説明会
開かれる**
市計画課 主催

十一月一日十五時から、ウエルとばた十一階会議室で、「NPO移送サービス申請説明会」が、市保健福祉局総務部計画課の主催で行なわれました。既に皆様ご存知のように、昨年三月十六日に、国土交通省自



② 運送対象等
会員登録された「要介護者」「要支援者」「身体障害者（内部障害者及び難病患者）」その他単独では公共交通機関を利用することが困難な者であること。運送の発地又は着地のいずれかが当該地方公共団体の中にあることが必要

以上の協議事項に基づき、運営協議会に二十三種類の書類を提出して、審査を受けなければなりません。現在、ボランティアの皆様には、その手続きの書類を送付して、協力をお願いしているところですが、「福祉有償運送」運転者研修会は、左記の通りです。尚、受講料は「さわやか」で負担いたします。又、「福祉有償運送」については、膨大な資料や取り決めがあります。この紙面では掲載できませんので、詳細が必要の方は、事業所までお越しください。資料は公開いたします。

**福祉有償運送運転協力者
研修会 内容**

開会 オリエンテーション

- 講義**
- ① 移送サービスとは
 - ② 移送サービスに関する法律を理解する
 - ③ 移送サービスの利用者（理解する）
 - ④ 介助について
 - ⑤ 安全・安心な運行及び緊急時の対応

実技

- ① 移送サービスの運転について
- ② 介助について
- ③ 福祉車両について
- ④ 運転実技
- ⑤ デイスカッション

移送サービス活動の様子から
以上六時間

動車交通局長名文書がだされしました。「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第八十条第一項による許可の取り扱いについて」通称「ガイドライン」が提示されました。介護保険制度が出来る前までは、福祉有償運送については、道路運送法第八十条に違反していましたが、グレーゾーンとして、過去三十年黙認されてきました。が、介護保険の導入により、介護タクシーとの区別がつきにくく、いくつかの問題点が出てきて、「ガイドライン」により、明確にしようと、新しい制度ができました。

市計画課を中心にした運営協議会では、次の六項目について協議されました。

- ① 運送主体
当該輸送の確保について地方公共団体の長から具体的な依頼を受けた、営利を目的としない法人等であり、運送を行なうことが法人の目的範囲内であること。
- ② 運送の対価
営利に至らない範囲であること。具体的には、当該地域における一般常用旅客自動車運賃（タクシー）事業の上限運賃の概ね二分の一が目安
- ③ 使用車両
リフト、寝台、スロープ等の特殊設備を設けた自動車、又は、回転シート、リフトアップシート等の装置を設けた自動車であること。（北九州市は「福祉有償運送セタン型車両特区」の認定を申請中）
- ④ 運転者
第二種免許取得者。これによりがたい場合は、当該地域における交通状況等を考慮して十分な能力及び経験を有していること認められる（研修の終了など）こと
- ⑤ 運送の対価
営利に至らない範囲であること。具体的には、当該地域における一般常用旅客自動車運賃（タクシー）事業の上限運賃の概ね二分の一が目安
- ⑥ 其の他
運送管理体制の明確な整備が必要

⇒⇒ 155分 ⇐⇐ | ⇒⇒ 205分 ⇐⇐